

○日田市延長保育事業実施要綱

平成14年3月29日
告示第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴う保育標準時間及び保育短時間の延長に対する需要の増加に対応するため、日田市延長保育事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平27告示45・一部改正)

(実施認定こども園等)

第2条 事業を実施する認定こども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園であり、保育園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所であり、地域型保育事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する事業（以下これらを「認定こども園等」という。）であって、次条に規定する子どもを保育するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(対象子ども)

第3条 事業の対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）は、認定こども園等における保育を受けている子どもとする。ただし、事業に支障が生じない範囲内において、保護者の就労等により昼間家庭にいないおおむね小学校1年生から小学校3年生程度の子どもを対象子どもとすることができる。

(平27告示45・一部改正)

(実施の届出)

第4条 事業を自主的に実施しようとする認定こども等は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(平27告示45・一部改正)

(実施の方法)

第5条 実施認定こども園等は、対象子どもの受入れについて、保育需要に応じて弾力的に対応しなければならない。

2 実施認定こども園等は、市長と協議の上、事業を実施しない日を設けることができる。

(平27告示45・一部改正)

(施設の基準)

第6条 実施認定こども園等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条に規定する設備の基準を満たしていなければならない。

(平24告示170・平27告示45・一部改正)

(職員の配置)

第7条 実施認定こども園等は、事業を担当する職員として保育士を2人以上配置しなければならない。この場合において、対象子どもの人数に応じて事業を実施するために必要な職員を適宜配置しなければならない。

(平27告示45・一部改正)

(保育の時間)

第8条 保育の時間は、次の各号に掲げる延長の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 保育標準時間の延長 通常の保育の時間を11時間として、その前後のおおむね30分以上

(2) 保育短時間の延長 通常の保育の時間を8時間として、その前後のおおむね1時間以上

(平27告示45・一部改正)

(保育の内容)

第9条 対象子どもの保育の内容は、通常の保育と同等のものを原則とする。

(平27告示45・一部改正)

(実施認定こども園等の責務)

第10条 実施認定こども園等は、対象子どもの安全に配慮するとともに、嘱託医及び緊急病院との連携、保護者との連絡等緊急時に対応できる体制を確保するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(利用の手続)

第11条 事業を利用しようとする対象子どもの保護者(以下「申込者」という。)は、利用希望月の前月末日までに、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、速やかに事業適用の可否を調査し、事業の必要を認めるときは、申込者及び実施認定こども園等に通知するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(利用の期間)

第12条 利用の期間は、前条第2項の規定による利用の決定を受けてから当該年度の末日までとする。

(利用の停止)

第13条 保護者は、事業の利用を必要としなくなったときは、速やかに市長に届け出て承認を得なければならない。

2 市長は、対象子どもの事業の利用が不相当と認めるときは、当該対象子どもの事業の利用を停止することができる。

3 市長は、前項の規定により、事業の利用の停止を決定したときは、当該対象子どもの保護者及び実施認定こども園等に通知するものとする。

(平27告示45・一部改正)

(利用の実績報告)

第14条 実施認定こども園等の長は、毎月の実績を市長に報告しなければならない。

(平27告示45・一部改正)

(保険)

第15条 第3条ただし書の対象子どもの損害保険等の加入については、同条本文の対象子どもと同等の取扱いとする。

(平27告示45・一部改正)

(利用者負担金)

第16条 対象子どもの保護者は、事業に要する経費の一部として、1日につき1時間まで100円を負担しなければならない。ただし、やむを得ない事由により第11条の規定による利用の手続を経ないで事業の利用を受けた子どもに係る利用者負担金の額は、実施認定こども園等の長が定める。

2 対象子どもの保護者が日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年規則第32号)別表第2及び別表第3に規定する階層区分が第1階層若しくは第2階層に該当する世帯又は第3子以降の3歳未満の子どもに係る利用者負担金は、徴収しない。

3 第2子である3歳未満の子どもに係る負担金は、半額とする。

(平27告示45・一部改正)

(補助)

第17条 市長は、実施認定こども園等(日田市立認定こども園等(指定管理者が管理を行う認定こども園等を含む。))を除く。)に対し、国、県又は市が定めるところにより、事業に要する経費に対し補助するものとする。

(平22告示61・平27告示45・一部改正)

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

- 2 前津江村、中津江村、上津江村、大山町及び天瀬町（以下「旧町村」という。）の編入の日前に、旧町村の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 編入の日前に、旧町村において決定された一時保育の負担区分及び負担金並びに延長保育の負担金については、平成16年度に限り、旧町村の例による。

附 則（平成16年4月1日告示第96号）

この告示は、公示の日から施行し、平成16年度の利用に係る負担金から適用する。

附 則（平成17年3月22日告示第90号）

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年11月9日告示第355号）

この告示は、公示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日告示第61号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第170号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第45号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

○日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例施行規則

平成27年4月1日

規則第32号

改正 平成27年11月30日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担

額に関する条例（平成27年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者負担額）

第2条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ別表第1から別表第3までに定める額とする。

（特例施設型給付の利用者負担額）

第3条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第28条第2項第1号及び第2号に基づくものについては、前条の規定を準用する。

（特例地域型保育給付の利用者負担額）

第4条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第30条第2項第1号から第3号までに基づくものについては、第2条の規定を準用する。

（利用者負担額の減免）

第5条 条例第4条の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
- (3) 疾病にかかったとき。
- (4) その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

（利用者負担額の決定又は変更の通知）

第6条 市長は、第2条から第4条までの規定により利用者負担額を決定し、又は変更したときは、速やかに、その旨を支給認定子どもに係る支給認定保護者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額）

2 条例附則第2項に規定する利用者負担額については、第2条の規定を準用する。

（法附則第9条第1項の適用がある間の施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置）

3 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)に規定する地域の実情等を参酌して市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 法附則第9条第1項第1号ロ 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
- (2) 法附則第9条第1項第2号イ(2) 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第2号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
- (3) 法附則第9条第1項第2号ロ(2) 特別利用保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
- (4) 法附則第9条第1項第3号イ(2) 特別利用地域型保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額

（平27規則65・追加）

（平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額に関する経過措置）

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において認定法人又は認可法人が設置する施設で教育又は保育（日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成27年条例第10号）本則第3号の規定による廃止前の日田市保育園における保育に関する条例（昭和62年条例第2号）の適用を受けて実施する保育をいう。以下同じ。）を受け、施行日以降も引き続き特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において教育又は保育を受ける支給認定子どもであって、施行日以降において一月につき教育又は保育に通常要する利用者負担額（以下「新料金」という。）が、施行日の前日において一月につき教育又は保育に通常要する費用の額（以下「旧料金」という。）を超える場合における別表第1から別表第3までに掲げる新料金の適用については、当該別表第1から別表第3までに掲げる新料金から、当該別表第1から別表第3までに掲げる新料金から旧料金を控除して得た額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を減じて得た額を平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額とする。ただし、施行日の前日において認定法人又は認可法人が設置する施設で受ける教育又は保育に相応する施行日以降の法第19条第1項各号に掲げる支給認定区分に変更がある場合については、この限りでない。

（平27規則65・旧第3項繰下）

（平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額に関する経過措置）

5 前項の規定は、平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額について準用する。この場合において、「施行日以降も引き続き」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降も引き続き」と、「施行日以降において一月につき」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降において一月につき」と、「平成27年4月から同年8月まで」とあるのは「平成27年9月から平成28年3月まで」と、「施行日以降の法第19条第1項各号」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降の法第19条第1項各号」と読み替えるものとする。

（平27規則65・旧第4項繰下）

（準備行為）

6 市長は、この規則の施行の前日においても、第6条の規定による利用者負担額の決定若しくは変更又はその旨の通知その他この規則を施行するために必要な準備行為をすることができる。

（平27規則65・旧第5項繰下）

附 則（平成27年11月30日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額 (月額) | |
|---------------------------|--|---------------------------|---------|
| 階層区分 | 定義 | | |
| 第1階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0円 | |
| 第2—1階層 | 第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9 | 市町村民税非課税世帯 | 1,500円 |
| 第2—2階層 | | 市町村民税均等割課税（所得割非課税）世帯 | 2,200円 |
| 第3階層 | | 市町村民税所得割課税額（77,100円以下）世帯 | 11,800円 |
| 第4階層 | | 市町村民税所得割課税額（211,200円以下）世帯 | 15,100円 |
| 第5階層 | | 市町村民税所得割課税額（211,201 | 19,000円 |

| | | | |
|--|--|--------|--|
| | 月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 円以上)世帯 | |
|--|--|--------|--|

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2-1階層又は第2-2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 5 第2-1階層以上と認定された世帯で、同一世帯において満3歳から小学校第3学年までの範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもを含む。）がいる場合におけるこの表の適用については、小学校第3学年修了前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額）に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 6 この表に定める利用者負担額には、給食の実施に係る費用は、含まない。

7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第2（第2条関係）

法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額（月額） | | | | |
|---------------------------|--|---------------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 3歳児 | | 4歳以上児 | | |
| 階層区分 | 定義 | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | |
| 第2階層 | 第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定は前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定は当該年度の市町村民税の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 5,800円 | 5,700円 | 5,800円 | 5,700円 |
| 第3—1階層 | | 市町村民税均等割課税（所得割非課税）世帯 | 10,200円 | 10,000円 | 10,200円 | 10,000円 |
| 第3—2階層 | | 市町村民税所得割課税額（48,600円未満）世帯 | 14,600円 | 14,300円 | 14,600円 | 14,300円 |
| 第4—1階層 | | 市町村民税所得割課税額（73,000円未満）世帯 | 19,400円 | 19,000円 | 19,400円 | 19,000円 |
| 第4—2階層 | | 市町村民税所得割課税額（97,000円未満）世帯 | 24,100円 | 23,600円 | 24,100円 | 23,600円 |
| 第5階層 | | 市町村民税所得割課税額（169,000円未満）世帯 | 34,100円 | 31,000円 | 29,400円 | 26,100円 |
| 第6階層 | | 市町村民税所得割課税額（301,000円未満）世帯 | 35,500円 | 32,200円 | 29,400円 | 26,100円 |
| 第7階層 | | 市町村民税所得割課税額（301,000円以上）世帯 | 35,500円 | 32,200円 | 29,400円 | 26,100円 |

備考

1 この表の第3—1階層及び第3—2階層における地方税法第292条第1項第2号

- の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3—1階層又は第3—1階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。）が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額）に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 支給認定子どもが年度の途中において満3歳に到達したときの利用者負担額は、当該年度中は別表第3に定める利用者負担額を適用する。
- 8 この表に定める利用者負担額には、給食（主食に限る。）の実施に係る費用は、含まない。
- 9 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第2条関係）

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

| 各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分 | 利用者負担額（月額） |
|---------------------------|------------|
|---------------------------|------------|

| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 | | |
|--------|---|---------------------------|---------|---------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | 0円 | 0円 | |
| 第2階層 | 第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度の市の | 市町村民税非課税世帯 | 5,900円 | 5,700円 |
| 第3—1階層 | 市町村民税均等割課税（所得割非課税）世帯 | 10,300円 | 10,100円 | |
| 第3—2階層 | 市町村民税所得割課税額（48,600円未満）世帯 | 14,700円 | 14,400円 | |
| 第4—1階層 | 市町村民税所得割課税額（73,000円未満）世帯 | 19,500円 | 19,100円 | |
| 第4—2階層 | 市町村民税所得割課税額（97,000円未満）世帯 | 24,200円 | 23,700円 | |
| 第5階層 | 市町村民税の額 | 市町村民税所得割課税額（169,000円未満）世帯 | 36,700円 | 36,000円 |
| 第6階層 | 市町村民税所得割課税額（301,000円未満）世帯 | 51,900円 | 51,000円 | |
| 第7階層 | 市町村民税所得割課税額（301,000円以上）世帯 | 63,600円 | 62,500円 | |

備考

- この表の第3—1階層及び第3—2階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3—1階層又は第3—1階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。）が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額）に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。